

国官参安企第 21 号
令和 5 年 4 月 25 日

公益社団法人日本航空機操縦士協会
保安担当責任者 殿

国土交通省
大臣官房参事官（安全企画）

G 7 広島サミット等開催に伴う航空保安対策の強化について

令和 5 年 2 月 27 日付国空総第 1156 号で通知した G 7 広島サミット等開催に伴う警備協力について、小型航空機に対する管理体制の強化に係る具体的な措置等を別添のとおり定めたので、周知徹底願いたい。

小型航空機に係る具体的な強化保安措置

1. 航空機に凶器、爆発物が持ち込まれないよう、搭乗者及び乗員に対する保安検査を徹底すること。
この場合の保安検査とは、持込手荷物及び身につけている物品等について、携帯金属探知器又は接触検査及び開披検査を行い、ナイフ、爆発物等が航空機に持ち込まれることを防止することをいう。
2. 小型航空機の機体管理の徹底を図ること。
 - 1) 小型航空機の扉の施錠、係留措置の強化、使用時以外の格納庫扉の閉鎖等、小型航空機の盗難防止対策を強化すること。
 - 2) 散布装置等の保安管理を徹底すること。
3. 空港管理者等が行う制限区域の出入管理対策等に協力すること。
 - 1) 制限区域の出入りは、空港管理者が許可した出入口を使用すること。
 - 2) 制限区域への出入りに関しては、有効なランプパス、パイロットライセンス等を常に携帯し、空港設置者、警備員等から提示を求められた場合及び空港使用届に係る内容確認を求められた場合は協力すること。
 - 3) 航空機乗組員以外の搭乗者は、常に航空機乗組員と行動を共にするものとし、制限区域内の単独行動は禁止すること。

以上